

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公開番号】特開2018-68380(P2018-68380A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2016-208111(P2016-208111)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月19日(2020.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体を貯留する貯留領域を有する上皿と、操作ユニットを備えた遊技機であって、
前記操作ユニットは、所定の軸線まわりに回転操作可能で前記所定の軸線方向への押圧
移動操作はされない円環形状部を有する回転操作部と、前記所定の軸線を含む位置に設け
られて回転操作不能な非回転部を含み、

前記回転操作部を前記所定の軸線方向から見たときの前記回転操作部の外周縁の最大幅
は、前記貯留領域の前後方向の最大寸法よりも大きいとされており、

前記回転操作部の操作を要求する要求演出を実行可能であり、

前記回転操作部を所定の方向へ回転させたとき、当該所定の方向とは反対の回転方向へ
の力の付与が可能な反力付与手段と、

前記反力付与手段とは別に、振動を発生させる振動発生手段と、
を備え、

前記回転操作部は、前記外周縁に連続してその裏側に遊技者の手が届く空間が形成され
ているところに外周裏側部が位置し、

遊技者が前記非回転部に触れているか否かにかかわらず前記外周裏側部および前記非回
転部に前記振動発生手段による振動が伝わるものであり、

遊技者が参加可能な遊技者参加型演出において前記外周裏側部および前記非回転部に前
記振動発生手段による振動が伝わる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、演出を楽しませて興趣の低下が抑制可能な遊技
機の提供を課題とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するために、本願発明は、

「遊技媒体を貯留する貯留領域を有する上皿と、操作ユニットを備えた遊技機であって

前記操作ユニットは、所定の軸線まわりに回転操作可能で前記所定の軸線方向への押圧移動操作はされない円環形状部を有する回転操作部と、前記所定の軸線を含む位置に設けられて回転操作不能な非回転部を含み、

前記回転操作部を前記所定の軸線方向から見たときの前記回転操作部の外周縁の最大幅は、前記貯留領域の前後方向の最大寸法よりも大きいとされており、

前記回転操作部の操作を要求する要求演出を実行可能であり、

前記回転操作部を所定の方向へ回転させたとき、当該所定の方向とは反対の回転方向への力の付与が可能な反力付与手段と、

前記反力付与手段とは別に、振動を発生させる振動発生手段と、

を備え、

前記回転操作部は、前記外周縁に連続してその裏側に遊技者の手が届く空間が形成されているところに外周裏側部が位置し、

遊技者が前記非回転部に触れているか否かにかかわらず前記外周裏側部および前記非回転部に前記振動発生手段による振動が伝わるものであり、

遊技者が参加可能な遊技者参加型演出において前記外周裏側部および前記非回転部に前記振動発生手段による振動が伝わることを特徴とする。

また、上記発明とは別に以下の手段を採用してもよい。

手段1：遊技機において、

「所定方向へ移動可能に設けられているベーススライダと、

該ベーススライダに前後方向へ延びた軸周りに回転可能に設けられており、所定の装飾が施されている可動装飾体と、

前記ベーススライダの近傍で前記所定方向へ前記ベーススライダよりも長い距離を移動可能に設けられているサブスライダと、

該サブスライダに一方の端部が前後方向へ延びた軸周りに回転可能に支持されていると共に、反対側の端部が前記可動装飾体における回転中心を通り前記所定方向へ延びた軸線から離れている位置で前後方向へ延びた軸周りに回転可能に支持されている棒状のリンクアームと、

前記可動装飾体における前記リンクアームを支持している部位が、前記可動装飾体における回転中心を通り前記所定方向へ延びた軸線へ接近する側への前記可動装飾体の回転を規制しているストップと、

前記サブスライダを前記所定方向へ移動させる駆動手段とを具備している」ものであることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0093

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0093】

このように、本発明によれば、演出を楽しませて興奮の低下が抑制可能な遊技機を提供することができる。